

# レンタル約款

- (総則)
- 第1条 株式会社ワコーバレット(以下「貸與人」といいます。)&lt;small>とお客様(以下「借与人」といいます。)&lt;/small>との間で締結される貸與人所有の物流機器(コンテナを除きます。以下「レンタル物件」といいます。)&lt;small>に係る賃貸借契約(以下「レンタル契約」といいます。)&lt;/small>に適用されます。
- 2 レンタル物件、レンタル期間、レンタル料、解約レンタル料、保守その他特約等、個別のレンタル契約の条件については、貸與人所定の手続に基づき別途定める方法によるものとします。
- (レンタル期間)
- 第2条 借與人が借与人に対してレンタル物件を引き渡した日より起算し、借与人から貸與人にレンタル物件が返還される前日までの期間をレンタル期間とします。
- ただし、レンタル契約にてレンタル期間の最低日数を別途定めるものとします。
- (レンタル料)
- 第3条 借与人は貸與人に対し、貸與人からの請求により、請求書記載のレンタル料金およびその他諸費用(以下これらを総称して「レンタル料等」といいます。)&lt;small>を、請求書記載の支払期限までに貸與人の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法(口座振替サービス利用による振込みを含む)により支払うものとします。但し、振込手数料は借与人の負担とします。
- 2 借與人は借与人と合意の上、レンタル期間中、材料費、経済情勢等に変動が生じた場合は、レンタル料を変更できるものとします。
- 3 借與人は、借与人が自己の都合により前条ただし書きに定める最低日数のレンタル期間が満了する前にレンタル物件を返還した場合、借与人に対して当該最低日数相当分のレンタル料を請求できるものとします。
- (物件の引渡し)
- 第4条 レンタル物件の引渡し及び返還の場所は、貸與人の指定するレンタル物件の保管場所(以下「デポ」といいます。)&lt;small>とします。
- 2 レンタル物件の引渡し及び返還に要する費用については、借与人が負担するものとします。
- 3 レンタル物件の引渡し若しくは返還がデポ以外の場所で行われた場合、レンタル物件の輸送費その他必要となる経費一切については借与人の負担とし、貸與人が当該費用を支出したときは、借与人は貸與人が支出した額を、貸與人の請求に従い速やかに支払うものとします。
- (検収)
- 第5条 借与人は貸與人からレンタル物件を受け取ったときは直ちにこれを検収し、貸與人は借与人からレンタルの返還を受けたときには直ちにこれを検収するものとします。
- 2 借与人は前項の検収後、レンタル物件に損傷等があるため本来の使用に耐えないものであると認められるときは、直ちに貸與人にその旨を通知し、貸與人と協議の上、レンタル物件の交換を行うものとします。
- 3 借与人が前項の通知を怠った場合には、レンタル物件の損傷等は第7条に従い処理します。
- (レンタル物件の使用、保全)
- 第6条 借與人はその通常の業務のため、レンタル物件を本来の用法に従い善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、官公庁等による指示、規則等を受けたときは、直ちにその旨を貸與人に通知した上で、これを遵守するものとします。
- 2 借與人は自らの負担において常に物件の検査、手入れ等の整備及び保守を実施しなければなりません。
- 3 借與人又は貸與人の代理人は、借与人の事前の承諾を得た上で、レンタル物件をその使用場所で点検できるものとします。
- (レンタル物件の損傷、紛失等)
- 第7条 レンタル物件に損傷が生じた場合、借与人は直ちに貸與人に通知して、貸與人の確認を受けなければなりません。
- 2 前項の場合、借与人はレンタル物件の補修に要する費用を速やかに貸與人に支払うものとします。
- 但し、レンタル物件の損傷が明らかに不可抗力により生じたものと貸與人が認めたときは、補修費の負担を免除することがあります。
- 3 レンタル物件の損傷程度により、補修してもなお本来の用途に耐えないものと貸與人が認めたときは、次項に準じ、借与人は貸與人に対し、同品質のレンタル物件の価格相当額を賠償しなければなりません。
- 4 レンタル物件の火災、盗難、紛失等が生じた場合、借与人は直ちにその旨を貸與人に通知し、同品質のレンタル物件の価格相当額を速やかに貸與人に賠償しなければなりません。
- (レンタル物件の汚染)
- 第8条 レンタル物件が悪臭、附着物などにより汚染した場合、借与人は直ちにその旨を貸與人に通知し、その汚染を除去するために行う清掃に要する費用を負担するものとします。
- 2 レンタル物件の清掃をしてもなお本来の用途に耐えないものと貸與人が認めたときは、レンタル物件の損傷、紛失等の場合に準じ、借与人は前条第4項に従い、同品質のレンタル物件の価格相当額を貸與人に速やかに賠償しなければなりません。
- (第三者に対する責任)
- 第9条 レンタル物件の保管若しくは使用に起因して第三者に対し損害を与えたときは、借与人はその責任と負担においてこれを解決します。
- 2 前項の場合、第三者が貸與人に対し損害賠償その他の請求をし、貸與人がこれを支払ったときは、借与人は貸與人に対し貸與人が支出した金額を速やかに支払います。
- (レンタル物件の譲渡の禁止)
- 第10条 借與人はレンタル物件及び本契約上の権利を他に譲渡、転貸若しくは担保に入れたりする等、レンタル物件に対する貸與人の権利を侵害する一切の行為をしないものとします。
- 2 第三者がレンタル物件につき権利を主張し、若しくは保全処分、強制執行等を行い、貸與人の物件に対する権利を侵害するおそれがあるときは、借与人はその責任においてレンタル物件が貸與人の所有であることを主張立証してその侵害を防ぎ、直ちにその事情を貸與人に通知するものとします。
- 3 前項に関し、貸與人が損害を被ったときは、借与人は貸與人に対し、その損害を賠償するものとします。
- (レンタル物件の占有者の変更)
- 第11条 レンタル物件の占有が借与人から第三者に移転した場合、借与人は貸與人に対し、以下の通り責任を負担します。
- ① レンタル物件が貸與人のデポに完全に返還されるまで、借與人は本レンタル約款上の責任を負担します。
- ② 借與人は第三者がレンタル物件を引き続き占有することが予想されるときは、予め貸與人にその旨通知し、貸與人の承認を受けるものとし、貸與人から請求を受けたときは速やかにその第三者に対し、本レンタル約款の適用及び内容について説明するものとします。
- ③ 前号の場合、借与人は貸與人に対し、その第三者と連帯して、本レンタル約款上の義務を負うものとします。
- (レンタル物件の返還)
- 第12条 借與人はレンタル物件の使用が終了したときは、すみやかにレンタル物件を貸與人の指定するデポに返還するものとし、その場合、予め48時間以上前に貸與人に連絡するものとします。
- 2 前項の場合、借與人はレンタル物件の数量、品質等の検収が容易に出来るように貸與人の指定した場所に集荷します。
- 3 前項の検収が完了したときをもって、物件の返還が完了したものとします。
- 4 貸與人の指定するデポ以外の場所において物件の返還を行う場合、レンタル物件の上に物品が積載されているときは、借與人はその物品を除去するための荷役料及びその物品を倉庫等に預託するための保管料等、返還に要する一切の費用を負担するものとし、貸與人の請求に従い速やかにその金額を支払うものとします。
- (契約の解除)
- 第13条 借與人が本レンタル約款またはレンタル契約に違反したとき、若しくは以下の各号の一に該当したときは、貸與人は何らの催告なしにレンタル契約を解除することができるものとします。
- ① 借與人が営業を休止、廃止、若しくは破産、解散したとき。
- ② 借與人が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け又は破産、民事再生、会社更生等の申し立てをし若しくはされたとき。
- ③ 借與人が支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 2 前項の場合、借與人は借り受けたレンタル物件を直ちに貸與人に返還するものとします。
- 3 借與人は、レンタル契約の解除後、レンタル物件の返還が完了するまで、貸與人に対し、レンタル物件の使用損害金として物件1台につき1日当りレンタル契約で定めるレンタル料の倍額の金額、及び貸與人の判断によりレンタル物件の返還が困難と認められる場合は、レンタル物件の価格相当額(借與人が物件を新しく購入するのに要する価格)を直ちに支払うものとします。
- 4 前項のほか、借與人は貸與人に対し、レンタル契約の解除に起因して借與人が被る損害を賠償しなければなりません。
- 5 貸與人が本レンタル約款及びレンタル契約の権利を守り又は回復するため、やむを得ず必要な措置をとった場合、借與人はその費用一切(弁護士報酬も含む)を貸與人に支払うものとします。
- 6 借與人及び借与人は、相手方に対し、レンタル契約を更新しない旨を連絡することによって、レンタル契約を終了させることができるものとします。
- (反社会的勢力の排除)
- 第14条 借與人及び借与人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)&lt;small>ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと。
- ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)&lt;small>が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと。
- 2 借與人又は借与人の一方について、前項の確約に反する事実が判明した場合、その相手方は、何らの催告なしにレンタル契約を解除することができるものとします。
- なお、この場合、解除された側は、相手方に対し、レンタル契約の解除による損害の賠償を請求することはできないものとします。
- (管轄裁判所)
- 第15条 借與人と借与人は、本レンタル約款及びレンタル契約に関する調停及び訴訟等に関する裁判手続については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。
- (規定なき事項)
- 第16条 本レンタル約款及びレンタル契約に定めのない事項及び本レンタル約款及びレンタル契約の条項の解釈につき疑義が生じたときには、その都度両者協議の上友好的に解決するものとします。